

第 16 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日 時：平成 19 年 2 月 2 4 日（土）
午後 1 時 3 0 分～午後 3 時 3 0 分
場 所：八戸地域地場産業振興センター
（コートリー 8 F 中ホール）

司 会： ただ今から第 16 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開催いたします。

会議に先立ちまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。

本日の資料でございますが、委員の皆様事前に御配りしております次第、資料 1 から 5、資料 7 から 10 までのほかに、本日配付資料としまして、お席の方に資料 6、そのほかに資料 5 の実施計画の変更に関する追加資料といたしまして、県の環境審議会からの答申書、田子町からの意見書、これをお配りしております。お手元に皆さん、お揃いでしょうか。資料が足りない方はございませんか。

よろしいようですので、それでは開会に当たりまして、青森県副知事より御挨拶申し上げます。

副 知 事： 本日は、後多忙中にも関わらず御出席くださり、誠にありがとうございます。

また、皆様には、常日頃から県境不法投棄現場の原状回復対策をはじめ、県政全般にわたり格別の御理解、御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、今年度も残すところ 1 か月余りとなりましたが、県境不法投棄現場では、一次撤去期間で目標としていた 96,000 トンの撤去を 3 月末までに達成する見通しのほか、鉛直遮水壁工事において壁本体に加え、現場内に立地する浸出水貯留槽が完成したことにより、主たる汚染拡散防止対策がほぼ終了するなど、皆様の御協力により原状回復に向けた作業が着々と進んでいます。

本日は、来年度の環境モニタリング計画について御協議いただくほか、環境再生のあり方について御意見を賜りたいと思っております。

また、前回までの協議会で要望がありました岩手県との情報交換の実施方法や、実施計画の変更に関する状況等について事務局より御報告申し上げますこととしたいと思います。

ここで、岩手県との水の処理の関係の申し出があるやに聞いておりますが、元々、この水に関しては、我が青森県側から岩手県に対して、一緒にやりましょう、と声を掛けたにも関わらず、固く拒否されたということがございます。私共は、厳しい予算の範囲内でやっているわけでありますから、青森県側の水量に合わせて水処理施設を作っているわけであります。今さら、という話もありますが、ただ、岩手県からの申し出でありますから、岩手県から出る水の量、あるいは青森県が今処理している量の中に余裕があるかどうかも含めて、検討していく必要があると思っております。

それから、皆さんのお手元の中に、田子町長から県に対する厳しい御意見がございました。三村知事は、この田子の不法投棄にあたりまして、いち早く県境再生対策室を設置し、そし

て知事自らが現場を何回も見まして、そしてこれまで誠心誠意取り組んできた経緯があります。

私共も、その県境再生対策室が一生懸命やってきたことについては、私は、県民に御理解いただけるのではないかと考えているわけであります。田子町に職員を常駐し、また報道監を設け、情報公開についても一生懸命やってきたつもりであります。

また、産廃を運び出すに当たっても、いわゆる周辺の道路を直したり、あるいは交通事故に遭わないような対策をとるなど、様々な面で努力してきたと考えております。我々の努力がなお足りないということでありましょけれども、私共としては、今まで誠心誠意、鎌田再生対策室長がおりますが、本当に一生懸命やってきたなと私は思っているわけです。

これからも、誠心誠意努力していくことには変わりませんが、県民の御理解、県民の御理解ということは、この産廃に関して多額の予算を県としては計上しているわけであります。私共、知事査定に上がってくる金額の中で膨大な金額であります。それに対しても、県としては、「これはやりましょう」ということで、聖域扱いをしてその予算措置をしてきているわけでございます。

そういうことも併せて、これからも一生懸命努力してまいりたいと思います。

今日は、委員の皆様には忌憚のない御意見、御指導をよろしくお願い申し上げたいと思います。特に、これから県境再生のあり方について、やはり御意見を賜りながら、よりよい方向にやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私、大変申し訳ないのですが、どうしても三沢で用事を1つ足さなければならないということございまして、これで外させていただきますけれども、高坂部長がおりますから、今日の御意見については、直ちに報告を受け、そしてしかるべき県政に反映してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

司 会： どうもありがとうございました。

それでは今、副知事からもありましたが、この後、副知事は公務のためここで退席いたしますので、どうかよろしくお願いいたします。

副 知 事： 失礼いたします。

司 会： それでは、議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定によりまして、古市会長をお願いしたいと思います。古市会長、会長席の方をお願いいたします。

古市会長： 皆様、こんにちは。北海道大学の古市でございます。

御指名によりまして、会長ということで司会を務めさせていただきます。

非常に、年度末のお忙しい中、お運びいただきましてどうもありがとうございます。

ただ今、副知事から力強いお言葉をいただきました。後半の部分は、原稿も見ずに思いのたけを語っていただきまして、非常に耳の痛いことだなと思いました。

副知事もおっしゃられましたが、鉛直遮水壁と浸出水の貯留槽等が完成して、ほぼ修復の、

汚染の拡散の防止に対しては一応の目途がついてきたということです。一次撤去も終わりました、本格撤去の計画もできて、大分、この青森のことに対しても見通しが立ってきたのかなと思っております。

そういう状況下で今日の課題は、来年度のモニタリング計画をいかに立てるかという、順調に行っていますよということの確認ですよね。そういうことをするのは勿論ですが。環境再生のあり方ということで、要するに修復レベルをどのように設定するかということが非常に重要です。順調に修復していくんですが、どこまで修復するのか。どういうイメージにもっていくのかということが一番大事だと思います。この辺のところを全県の立場で、視野で御検討いただくと。

勿論、周辺の住民の方々、特に田子町等の皆様方の御意見を聞きながら、また、汚染地域は1つであるということで、岩手県の修復レベル、そういうものとも摺り合わせしながら、一番効率的な、なおかつ、今の厳しい予算の中で、経済的な修復を図っていかなければ、またそういうふうに努力しなければいけないということだろうと考えております。

今日は、前半協議事項として、今のモニタリング計画と環境再生のあり方、これに1時間ほどとりまして御議論いただきたいと。後半は、今日、沢山報告事項がございますが、1から6について御報告いただくと。皆様方の御意見を頂戴したいと考えております。

今日も盛り沢山でございますが、委員の先生方、よろしく御協力のほどお願いいたします。では、座って進めさせていただきます。

では、早速ですが、協議事項の1番目のモニタリング計画につきまして、資料1と2、続けてやっていただけますか。よろしくお願いいたします。

事務局： 県境再生対策室の前田と申します。

私から、平成19年度の環境モニタリング計画案について御説明いたします。座って説明させていただきます。

それではまず、平成18年度の環境モニタリング調査結果について御説明させていただきますので、資料1を御覧ください。

県では、昨年の2月に開催された第12回の協議会で御了承いただいた、平成18年度の環境モニタリング計画に基づきまして、各種の環境モニタリングを実施いたしました。

まずは、水質モニタリング調査結果についてですが、資料1の真ん中にある表を御覧ください。これは、昨年の4月から12月までの調査結果について、基準値を超過した地点と項目、そしてその測定値を一覧表にしたものです。

表の右側に基準値と書いていますが、一番上のア-3につきましては、場内の浸出水ですので排水基準値を記載していきまして、その他の地点につきましては、全て場内の地下水になりますので、環境基準値を記載しています。

モニタリング地点の位置につきましては、資料2の後ろの方に、別図1、別図2というモニタリング位置図がありますので、そちらの方で御確認していただきたいと思っております。

それでは、表の上から御説明していきますが、ア-3（水質E堰堤ヒューム管）というのは、現場の中で一番汚染されている黒い浸出水になります。そこでは、ベンゼンとほう素が排水基準値を超過しております。

これらの項目につきましては、昨年度と比較して、特に数値の変動というものはありませんでした。ただし、昨年度まで排水基準を超過していましたジクロロメタンにつきましては、今年度は排水基準の超過はありませんでした。

このジクロロメタンにつきましては、モニタリングを開始して以来、ずっと排水基準を超過していましたが、平成17年の12月から排水基準を下回るようになりまして、現在では、排水基準の10分の1の濃度である環境基準を満足しているような状況となっています。

次にア-8ですが、これは、遮水壁の内側、不法投棄現場の西側の方にある井戸で、ここではベンゼンが環境基準を超過しています。最大の濃度が0.033mg/lとなっていますが、これは、昨年の最大値と比較して、約2倍程度の高さになっています。ただし、昨年は2回測定して、2回とも環境基準を超過していましたが、今年度は、4回測定して、1回だけの超過という形になっていましたので、特に汚染が進んだというわけではないと考えております。

ア-9につきましては、後ほど御説明いたします。

続けて、ア-25(県境1)を御覧ください。これは、岩手県との県境部分の北側にある井戸で、1,1-ジクロロエチレンとテトラクロロエチレン、この項目が環境基準値を超過しております。いずれの項目につきましても、昨年度から環境基準を超過している項目で、昨年度は上昇傾向が見られましたが、今年度は濃度に関して特に変動は見られませんでした。

次のア-29につきましては、岩手県との県境のほぼ中央部分にある井戸です。ここでは、ベンゼンが環境基準を超過しています。こちらも、昨年度の調査結果と特に濃度の変動はありませんでした。

先ほど飛ばしましたア-9についてですが、これは、鉛直遮水壁の外側にありまして、水処理施設と不法投棄現場の間にある急斜面、その北側にある井戸です。ここで昨年の10月に0.015mg/lと鉛が環境基準を超過しました。

この地点では、平成16年の5月に鉛が0.012mg/lと環境基準を超過しましたが、それ以降は、一度も環境基準を超過していませんでした。

そこで何故、環境基準を超過したのか、その原因を探るための検討を行いました。原因としては、まず不法投棄現場からの汚染の拡散ということが考えられますけれども、昨年度は1度も環境基準を超過しておらず、今年度も4月がやや高めだったほかは、0.001mg/l未滿、定量下限値未滿から0.004mg/lの濃度範囲でした。

また、周辺の井戸や下流側の河川など、そのほかの地点では、鉛の高い地点は見受けられませんでした。

また、それまで殆ど検出されていない砒素につきましても、0.006mg/lとやや高めでしたが、それ以外の項目につきましては、変動は見られませんでした。

最後に、降雨量が少なかったことなどにより、地下水位が低下していました。

以上のようなことを総合的に勘案しますと、不法投棄現場からの汚染拡散ではなく、地下水位が低下したことによって、採水時に鉛や砒素が含まれる土壌が混入し、それが原因で環境基準を超過したのではないかと考えられました。

そこで残っていた分析用の水について、孔径0.45μm、ろ紙の目の大きさが0.45μmのメンブランフィルターというろ紙を使いまして、混入した土壌を取り除いた後のろ液についても分析を行いました。その結果、ろ液に関しましては、鉛も砒素も検出されませんでしたの

で、環境基準を超過したのは、混入した土壌が原因である可能性が高いと判断されました。

このように、地下水の採水時に土壌が混入した場合は、混入した土壌の影響を受けて、水質の状況を的確に判断することができなくなるとことが示唆されましたので、10月以降につきましては、通常の方法、混入した土壌を含めた全量を使った分析方法で鉛と砒素が検出された場合には、ろ液についても分析を行いまして、その両方の結果を公表することとしました。

なお、岩手県さんでは、昨年度から基本的に同様の方法で地下水の分析を行っておられまして、検討に当たりましては、両県が互いにデータを活用できるように、比較しやすいようにするために、岩手県さんと足並みを揃えることを第一に考えて検討しました。

検討に当たりましては、岩手県さんには資料の送付など、いろいろ御協力いただきましたし、本協議会の福士委員にも貴重な御意見、御指導をいただきました。この場をお借りしてお礼を申し上げたいと思います。

水質モニタリングの調査結果につきましては、以上のように、これまでの調査結果と大きな変動はなく、現場内の一部の地点では、排水基準値や環境基準値を超える値が検出されましたが、周辺では、環境基準を超過している地点はなく、汚染は現場に留まっているのではないかと思います。

次に有害大気汚染物質モニタリング調査結果についてです。この調査は、現場の敷地境界の3地点で、廃棄物の掘削、選別作業などに伴って発生する、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンが周辺に拡散していないか確認するために行っている調査です。

調査地点につきましては、資料2の後ろの方についている別図3で御確認ください。

調査結果につきましては、例年通り全ての地点、全ての項目で環境基準を大きく下回っておりまして、増加傾向なども見られませんでしたので、周辺の生活環境への影響は軽微であるというふうに判断されます。

続いて、大気汚染物質モニタリング調査結果についてです。この調査は、国道104号から現場に向かって県道道前浄法寺線に入ってすぐの所にある上郷公民館で廃棄物の運搬車両などの排ガスによる大気環境への影響を把握するために実施している調査です。

調査地点につきましては、先ほどの別図3に記載してありますので、そちらの方を御覧になってください。

調査結果につきましては、二酸化窒素と浮遊粒子状物質、共に環境基準を下回っておりまして、こちらも増加傾向などは見られておりませんので、沿道の生活環境への影響は軽微であるというふうに判断されます。

最後に、騒音振動モニタリング調査結果についてです。この調査は、廃棄物の運搬車両など、大型車の交通量が増加することによる沿道の生活環境への影響を把握するために、先ほどの上郷公民館の地点と国道104号沿いにある関地区と田子地区の3地点で調査を行っています。

調査地点につきましては、資料2の後ろについている別図4で御確認ください。

騒音につきましては、昨年度までは雨などの影響で田子地区の所で環境基準を僅かに超過することがありましたが、今年度は全ての地点で環境基準を達成しておりました。

振動につきましては、例年通り、全ての地点で要請限度値を大きく下回っておりまして、沿道の生活環境への影響は軽微であると判断されます。

以上で、平成18年度の環境モニタリング調査結果についての説明は終わりますが、詳細な調査結果につきましては、資料1の後ろの方にデータを全て添付しておりますので、後でそちらの方を御覧いただきたいと思っております。

続きまして、以上の調査結果を踏まえて作成した平成19年度の環境モニタリング計画案について、資料2に基づいて御説明いたします。

まずは、水質モニタリング計画案についてです。調査地点について変更があります。資料を2枚めくっていただいて、別図の1という、水質モニタリング位置図、周辺部の図を御覧ください。

真ん中のやや左寄りにア-16という地点があります。この地点は、浸出水処理施設放流地点のすぐ下流側にありまして、元々流れている沢水と、浸出水処理施設の放流水が合流した直後の水質監視を目的として設定した調査地点ですが、元々流れていた沢水が枯れていることが多くなり、平成17年度では12回中5回、平成18年度はこれまで11回中8回が欠測となっております。雪解けの時期、4月、5月ぐらいしか沢水が流れていないような状況でした。

このような状況ですと、年間を通して継続的に水質の状況を把握するという事は出来ませんし、これから沢水が回復するという可能性も非常に低いと思われまして、今後もこのア-16という地点で調査を継続する必要があるのか検討を行いました。

まず、浸出水処理施設の放流水につきましては、基本的に水質モニタリングと同じ日に水質分析を行っていますし、ア-16の下流側にあるア-17という地点につきましても、毎月モニタリングを実施しております。

また、ア-16からア-17までの間には、水質汚濁の発生源はありませんし、途中で合流するような沢もありません。また、沢水を利用されているという方もいないと思われまして。

以上のようなことから、ア-16を廃止しましても、放流支川のモニタリングという目的は、十分達成できるのではないかと考えられますので、ア-16につきましては、平成18年度で廃止することにしたいと考えております。

次に調査回数についてです。鉛直遮水壁本体が昨年の9月に完成しましたので、基本的に不法投棄現場からの汚染の拡散というのはなくなると考えられます。しかし、平成19年度からは本格撤去を開始しまして、地中に埋っている廃棄物の掘削作業などが行われることとなりますので、遮水壁の効果を確認するという意味からも、基本的に平成18年度と同じ回数で調査を行いたいと考えております。

ただし、岩手県さんが県境部分で実施している遮水工につきまして、その遮水工が完成し、すぐそばにあるア-26から29といった県境部分の井戸につきまして、地下水位が大きく低下するなど、遮水効果が確認されて、岩手県側からの地下水の流入がなくなったと判断された場合には、調査回数の減少や廃止ということを検討したいと考えております。

ここでちょっと資料1の23ページ、データの方の23ページに県境部における地下水位及び電気伝導率の推移という資料がございますので、そちらを御覧ください。

上の方の地下水位の方ですが、ア-27、28、29の3地点、このグラフで見ますと下

の方の3つの線になりますが、これらにつきましては、昨年12月の中旬あたりから地下水位の低下傾向が見られております。これは、岩手県さんの遮水工の効果であるというのは、まず間違いのないと思いますので、今後も地下水位の変化などを見ながら、廃止や調査回数の減少等について検討していきたいと考えております。

また、その他の調査地点につきましても、新たに環境基準値を超過するなど、調査結果に変動があれば、適宜調査回数を増やすなどして柔軟に対応し、随時見直しを行っていききたいと考えております。

詳細なモニタリング計画につきましては、資料2の2枚目にある平成19年度水質モニタリング計画表(案)というものがございますので、そちらの方を御覧ください。

その表の1つ手前のページには、有害大気、大気、騒音振動につきまして、モニタリング計画案を記載しています。

これらの調査結果につきましては、現在のところ全く問題がありませんが、来年度から本格撤去が始まりまして、廃棄物の運搬車両の台数や掘削、選別量も増加することになりますので、その影響を確認するためにも、全て今年度と同じ調査地点、調査項目、調査回数で継続して実施していきたいと考えております。

以上で、平成19年度環境モニタリング計画案についての説明を終わります。

古市会長： ありがとうございます。

資料1で、18年度のモニタリング調査結果について、水質、有害大気汚染物質、大気汚染物質、騒音振動ですね。これらについて御報告いただきました。

資料2では、来年度のモニタリング計画案についてお示ししていただいておりますので、これについて御説明がありました。

では、まず資料1の調査結果につきまして、何か御質問とかコメント等がございましたらお願いしたいと思います。如何でございましょうか。

はい、川本委員、お願いします。

川本委員： 資料1の水質モニタリングで、最初の項目で御説明いただいた鉛の関係ですが。通常の分析のほか、メンブランフィルター孔径0.45 μ mで、ろ液についても行いたいということで、人為的なといいますが、本来の地下水以外の混在成分を除くということは、全くそれでいいと思うんですが。私が思いますのは、0.45 μ mものメンブランフィルターですと、かなり懸濁物を細かい所まで取ってしまいますので、地下水本来の微小な懸濁物もあるはずなんです。それも除いた形で、全く溶解性だけを見ることになりますので、地下水本来の姿でない水質を見ることにもならないかと思うんです。

どういふことかと言いますと、0.45 μ mというのは、バクテリアを取り除くくらいの微細な穴なんです。地下水の中にちょっとコロイド質的なものが本来あったとしたら、それも取り除いてしまいますので、そういった微細な粒子画分に鉛とか何かの金属類が存在していたとしたら、本来あるんだけど、ろ液には無かったという結果になって出てきますので、それは解釈を誤ることも場合によってはあるのではないかと。いつでもとは言いませんが、場合によってはあるのではないかと思いますので、従って、これは0.45 μ mというこれほど細

かいものではなくて土の粒子、じゃ幾つがいいかというのは今すぐ分かりませんが、土の粒子の混入が除けるという程度の、割と荒めのろ紙でろ過するのならいいと思うんですが。ちょっとこれは細か過ぎるのではないかと思います。

古市会長： ありがとうございます。

今の川本さんの御意見、もっともだと思います。本来の地下水の濃度を測るということですから。土壌を測らないという、おっしゃったとおりそのままなんですが。あまり細かくしてしまいますと、SS成分にしましても除去してしまう可能性がありますよね。そうしたら、本来出べきものが出ないとか、というふうになりますので、少し工夫していただいた方がいいですね。0.45 μmにした理由が何かございますか。

事務局： 当初、この鉛が環境基準を超過した時点では、1 μmのろ紙でもろ過して分析も行って、その後、岩手県さんの方が0.45 μmのメンブランフィルターを使っているという話を聞きまして、そちらの方でも、両方分析を行ってみました。

確かに、1 μmと0.45 μmだと、差が出る場合も多々あります。ただ、どの大きさの孔径のろ紙を使うかというのは、決まりはないわけで、まず第一に岩手県さんと足並みを揃えて比較しやすいように、同じろ紙を使うというのもありましたし、あとは土壌環境基準などを分析する場合に、溶出試験をする場合に0.45 μmのメンブランフィルターでろ過するという方法もありましたし。

あとは、正確な名前は忘れたんですが、土壌汚染対策法の調査の指針のようなもので、濁っている地下水については、0.45 μmのメンブランフィルターでろ過した後のろ液を検体として地下水の分析を行うというようなものもありましたので。

古市会長： それはあれですか、土壌汚染対策の方のお話ですよ。地下水環境基準でみる時に、地下水とみなす時に、どこまで濁っているとか、除去するうんぬんはないと思うんです、決まりが。その辺はどうですか。要するに、地下水環境基準でいくとすると、どうなるのかなと。今、土壌環境基準の方のお話ですよ。その辺如何ですか、ちょっと調べられました。

事務局： 地下水の環境基準に関しては、本来的にまず濁った水しか取れない状況であれば、それで環境基準として比較するということが、ちょっと問題があるんですけども。遮水壁のすぐ外側にあつて、遮水壁の効果を確認するという井戸ですので、まず調査は継続していきたいということがあります。その後、ろ過するのに、どのろ紙を使うかというのは、いろいろ検討の余地はあるとは思いますが、現時点では、0.45 μmが一番適切なのかなと。

古市会長： そうですか。確かに、土壌環境基準、土対法の方ではそういう方法論を御提案されているわけですよ。それに乗っ取ったという根拠があるわけですよ。それはそれでいいけれども、川本さんがおっしゃるように、今、こういう変化があったということですから、やはりちょっと慎重に扱われた方が良いかないという気もしますね。岩手県と合わすという話は、場所も違いますし、別にそこで合わす必要はないかという気はしますが、この辺

ちょっと、長谷川先生とか福士先生、何かコメントございますか。

福士先生、お願いします。

福士委員： この件、実は大分前に県の方から相談は受けたんです。御承知だと思いますが、これははっきり言って、どれでやるかというのは、一切何もルールはないわけですし、とって、今、県から説明がありました他の基準でやるということから考え、それがあつたということを入ると、0.45 μmあたりが一番すつきりするということなんですね。

やはり、科学的に、学問的にやるのでしたら 0.45 μmでやってみたり、1 μmでやってみたり、その辺も少しやってみたいということで、全て比較して答えを出せば、これは一番科学的によろしいんだと思います。

ただ、私共も県とお話した時は、とんでもない値が出ているという話でもありませんし、取り敢えずはどこかでろ過の尺度を決めて、比較するだけでもいいんじゃないかと。

あとは、もう遅いんですが、こうなる前にその地下水がかなりクリアであつたとか、コロイドがあつたとか、ある程度情報があれば 0.45 μmにするのか 1 μmにするのか、過去のデータがあれば判断は出来たんでしょうけども。もうそれも今更ないと。ですから、本当の地下水が流れている状況でもないということですので、そこまで県がこれからやるモニタリング全部、2段階も3段階もろ過した値をずっと追いかけて行くというのは、これはちょっと酷ではないかというお話をその場でしているわけです。ですから、特に理由もないんですが、だからと言って、この値が本当に科学的には正しくないかもしれませんが、それが値として意味を持たないということもありませんし。ですから、懸濁態と完全溶解くらい測っておけば、そこで出てこない、溶解の方であれば、取り敢えずのモニタリングの趣旨は達成できるのではないかとということなんです。ですから、どうやっても、やったらやればいわけですし、答えはないんだろうと思っています。

古市会長： 川本さん、どうですか。

川本委員： おっしゃること、よく分かりますけど、ただ、メンブランフィルター0.45 μm、この辺、1 μmか 0.45 μmか、そんなに厳密に 0.45 μmと別にはっきり区切っているわけではないんですよ。だから、SSが 1 μmのガラス繊維でやることになっていたと思いますので、メンブランよりはまだ 1 μmのガラス繊維ぐらいを推奨したいと思いますが。

福士委員： ですから、欲をいえば、1 μmもやって暫くは様子を見た方がよいことはいいんですよ。ですけど、そこまでずっとやれというのは、これはちょっとモニタリングの域を超えているんじゃないかということなんですけど。

古市会長： そうですね。今まで無かつたものが、今回少し出てきている。それも主な原因としては、土壌を測っている可能性があるということで、それをチェックしてみたらそうではないということが分かつた、ということですので、これからずっとするのではなしに、フォローできる程度の、その辺の特殊なものでないということが分かるまでは、1回SS成分くらいまでは測って、1回それでもやってみたら如何ですかね。

事務局： はい、調査方法につきましてはこれから検討してやっていきたいと思います。

古市会長： ずっとやるんじゃないですよ。特別、今まで異常があったわけではないわけですから。

今のところは、今、皆さんお分かりのように、川本委員とか福土委員がおっしゃっていました、専門家でも判断が迷う部分でございますので。安全側で少しチェックしてみるということはやられてもいいのではないかと思いますので。ここ数回、やっていただくということで、よろしくをお願いします。

ほかに如何でしょうか。大気、騒音振動、これにつきましては、従前どおり、特段支障はないということですが。

はい、どうぞ。

長谷川委員： 水の件ですが、先ほどの所で、ア - 16 ですか。これから測定しないということなんです。私ちょっと気になるのは、ア - 16 とか 17 の地点が、遮水工を施工したわけですから、普通の状態ですと、今の埋め立てたものから、浸出水がリークしないだろうという考え方ですね。ですけども、このデータを見ていますと、ア - 16 とか 17 というのは、塩素イオンがかなり高いんですね。特に、16 もそうですが、17 あたりでも 150mg/l くらい高いということを考えれば、遮水工をしたんだけど、リークしているか、していないかということを実際にもう少し調査しないと、まずいのかなという気がするんですが。その辺はどうなんでしょうか。

事務局： ア - 16 につきましては、浸出水処理施設の放流水が含まれている値で、沢水が流れていないと放流水そのものが流れている状況になります。

長谷川委員： この上流の方はもう無いということによろしいんですか。

事務局： 放流地点の所で沢水がないというのは確認しておりますので。

古市会長： よろしいですか。

そうしましたら、以上、水質、大気、騒音、よろしいですか。はい、ありがとうございました。

では、資料 2 の 19 年度の調査計画につきまして、こちらの方は何か御質問とかコメント等ございますか。

こちらの水質の計画については、調査地点が今のようにア - 16 については取り止めるということですよ。回数については、減らしてもいいんですけども、岩手県側の調査、修復対策等の取り方によって変化する可能性があるので、安全側で現状を維持しましょうということですね。

ほかの大気とか騒音につきましては変更なし、ということになっております。以上で何か御質問とかコメントございますか。

よろしいですか。はい、ありがとうございました。

では、次に協議事項の2番目の環境再生のあり方の検討について、に移りたいと思います。これにつきましては、資料3に基づきまして事務局側から御説明よろしく願いいたします。

事務局： それでは、資料3に基づきまして、私から環境再生のあり方のイメージということの説明して、いろんな御意見をお伺いしたいと思います。

現場の原状回復が終わった後に、跡地をどうするのかとか。ということは、やはり県民、国民の多額の税金を注ぎ込んだ結果として、マイナスをゼロにするだけではなくて、プラスに持っていくためにはどうしたら良いのかというような環境再生の目標を議論するということが、今後、大事な大きな課題になってくるのではないかと思います。

それをどういう具合にして議論していただいたら良いのか、合理的な議論をしていくということで検討するためのイメージ図を資料の3に作ってまいりました。

資料3に基づいて説明しますと、まず1つのステージとしては、現状の把握と整理ということで、右側に関係市町の取り組み状況の把握、どういうことを環境再生に向けて考えていらっしゃるのか。そういうことの状態を把握していきたいと。そして、例えば、平成何年ころまでを目途にしてまとめるかという、大まかな検討スケジュールを確認しておく、あるいは整理しておくということが第1ステージとして必要なことではないだろうか。

そういうことが決まったら、次に環境再生に向けた議論を行うために、いわゆる協議会、本協議会、それから青森県、田子町、それぞれが行うべき事項というものを検討し、整理して、いわゆるそれぞれの役割を、何をするのかということを検討しながら整理していきたいと。

そして、必要に応じて、例えば、この協議会の体制がこれで良いのかどうかということも含めながら、体制の見直しを考えていくということが第2ステージに必要ではないだろうか。

そして3つ目の第3ステージとしては、これは全県的に考えていかななくちゃいけないことですので、県民の意見を集約する。こういう方法で良いのかどうか分かりませんが、例えばの話で、各種のアンケート調査、あるいは県でホームページを出していますが、その中でまたいろんな意見を伺うという、募集をするということも検討してみる必要があるのではないかと。

そして、当然のことながら、地元の意見の集約、町の方には今、調査協議会というものがございますので、そちらの方からの提言内容を取りまとめていく。そして、こういうものをまとめながら、この第3ステージの中で、事業のイメージを作っていくと。同時に、事業主体をどうするのかと。県にするのか、第3セクターにするのか、PFIとか、いろんなことがあります。その事業主体をどうするのかという議論が、ここで必要になってくると思います。

そういうことをしながら、やはり現場は一体であるということを考えれば、岩手県との連携というものが非常に大事になってくる。特に、ある程度決まってからだと、どうしても齟齬が生じますので、やはり各ステージごと、あるいは各ステップごとに情報交換しながら、岩手県の環境再生の議論の進捗と合わせながら、あるいは本県の進捗と合わせながら、その

連携を図っていくということが必要ではないかと考えております。

例えば、先ほど副知事の方から話がありましたが、それを例にとって申し訳ないんですが、県境の方に鋼矢板を今、岩手県の方で打って、汚染拡散防止対策を行っております。その結果、あの付近に当然水が溜まるわけですけども、その水を青森県の水処理施設で共同処理したらどうか、ということが当然出てくるわけです。そういうことを、例えば考えるとすれば、岩手県との連携という話になりますので、そういうことについて、実はこれはもう岩手県と協議を進めてきております。先ほど、副知事から言いました、そもそも論の話をすれば、また、いろいろ長くなりますので、これまでの経緯を十分認識していただいて、そしていろいろな経緯があって、青森県で1日の処理量150tにしたわけですから、共同処理をするにしても、いずれにしても、水処理施設に影響が与えるようなことがあってはならないし、ひいては、馬淵川水域に流域の生活環境に影響が出るようなことがあっては困るということが大前提になっておりまして、その辺は、岩手県の方でも十分御理解いただいております。

その結果として、今現在行われている岩手県の汚染拡散防止対策事業、工事が終了して、そしてその水質・水量、どのくらいになるのか。あるいは、青森県も壁を打っておりますので、その水がどのくらい増えるのか、あるいは、県境に壁を打ったことによって、どのくらい減るのか。水質的にどうなるのか。そういうようなデータ、本県分と岩手県のデータを持ち寄って、そしてお互いのデータを確認しながら、今後協議していきましょう、という具合に今、連携を図っております。

先ほどから言われていますが、いわゆる環境再生についても、各ステージでステップを踏まえながら、はじめのある協議をしていかなくちゃいけないだろうと考えております。

一例で申し訳なかったんですが、そういう具合に考えておりますので、そのようなことを検討しながら進めていけばどうかということで、ここに資料3のように検討イメージというものを作ってみました。これについて、委員の皆さんの御意見をお伺いして、さらに具体的なイメージを作り上げていきたい。そして、環境再生のあり方というものをどう具体的に進めていったら良いのかということを検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

古市会長： はい、ありがとうございました。

ただ今、鎌田室長から環境再生のあり方に関する議論のプロセスについて御説明がございました。冒頭、副知事からもお話がありましたように、ある程度見通しが出来てきた段階で、次のステップとしてどう抜本的な再生のあり方を考えるのか、という時期にきていると思うんです。当初ですと、緊急事態でどうなるか将来が見えないということで不安な中で、やはり最善の安全対策をということで、それに対して取り組んでこられたということですよ。

ある程度見えてきて、しっかりやっているということも見えてきて、じゃ、これどこまで、どう、マイナスのままで終わらせるのか、それとももっとプラスの効果にまで繋げていくのか。この辺は、鎌田さんの言葉ですと、多額な税金を使ってやるのだから、それを有効に活用できるような形でもっていかなきゃいけないということで、もう一度その辺の全県の立場に立って、特に最近ですと、財政的な厳しい中で、総額600億を超えるような事業ですよ

ね。ですから、その使い方につきましては、本当に真剣にもっと議論されるべきであろうと思いますね。

だから今、少し見えてきた中で、じゃ、どういう対策、環境再生のあり方をすれば良いかということで、たたき台としてこういうプロセスを考えていますので、委員の先生方から御意見をくださいということであるかと思います。

では、松橋さん、よろしくお願いします。

松橋委員： 再生に向けて、岩手県との連携というのは、本当に大事であると思います。しかし、1つ問題が残っていると思います。というのは、この間、岩手県の方の協議会に出席しました時に、このようなパンフレットを配布されたわけです。残された課題ということで、ゴミが埋まっているというような疑惑がある所を何故ボーリング、または検査をしてもらえないのかな、ということのパンフレットでありました。

現場にゴミが無くなっても、この問題が終わらない限り、この産廃の問題は終わらないということのパンフレットというか、チラシでありました。今後、二戸市さんと協議していくという過程で、やはりこの問題がとりざたされるのではないかと考えておりますから、この件に関して、どのような考えをお持ちでしょうか。

古市会長： ちょっとすいません。それ、どこのことをおっしゃっているんですか。

松橋委員： これは、南側にあって、土地の所有者は農事組合法人和平高原開発農場という、ずっと上側の。

古市会長： 青森側の左半分の下の平原の部分ですね。

松橋委員： そこでは、二戸市の小端川を下って飲料水として飲んでいる集落の人がいるんだということ。

古市会長： すいません。それでそのチラシをどこが発行して、どういう形でそれを提示されたんでしょうか。

松橋委員： これは、二戸市の市民生活部生活環境課という所で発行したわけです。

古市会長： 小原さんの所の市の方でお出しになったということですね。

如何でしょうか。ちょっと若干問題の、議論の場がちょっと違うと思うんですが。環境再生のあり方というお話で、議論の対象ではないという意味ではないんですが。今、折角、こういう機会に環境再生のあり方という大きな目標に向かって議論している時に、今の地域の議論というのは、ずっと議論が残っているということは、私自身理解しているんですが。それが今、ここですることが妥当であるかどうかということは、少し議論の余地があるのではないかと、私は感じますが。

松橋委員： でも、二戸市さんと岩手県との協議会での意見交換ということもありますので、その時にこの問題が出ないのかなという感じがしまして。

古市会長： そういう議論はする必要はあると思います。ただ、今の時点ではないと思いますので。その議論は、例えば、岩手県の協議会の所で議論というのは、5月か6月にやられるんですか。その辺ちょっと御説明いただけますか。

事務局： 岩手県との情報交換、協議会同士とか、あるいは岩手県の情報をごちやるとするのは、今の資料4で説明しようと思ったんですが。5月にこちらの協議会の方に岩手県の事務局の方がいらして、現在の状況を説明していただけると。そして、6月か7月に、こちらから、青森県から今度出て行って、岩手県の協議会にこちらの状況を説明するというようなことで、今、話し合いをしています。

古市会長： そうですか。この辺につきましては、今日の報告事項で御説明いただけるわけですね。一番目の所、情報交換に関するね。じゃ、そちらでまた議論していただくことにします。

如何でしょうか。環境再生、最終的な原状回復後ですね。形、姿、これについて皆さん、いろんな御意見をお持ちだと思いますので、忌憚のない御意見をいただけますでしょうか。感想でも。鎌田さんの方からお出しいただいた原案についての御意見でも結構ですし、常日頃お考えになっていることでもよろしいですから、本当に率直な意見を。本来は、この協議会はそういうような、どうあるべきかという、どういう方向へ持っていくべきかということをしかり舵取りをするのが役割じゃないかと。最後の責任は、勿論、県にございますけども。実行する事業主体としては県にございます。でも、それに対しての諮問をされているわけですから、知事から。何らかの専門家としての御意見を答申していくということでもありますので。やはり、第三者、客観的な御意見を賜りたいと思いますので、よろしく願います。

如何でしょうか、西垣さん、如何ですか。急にあれで恐縮でございますが。

西垣委員： 非常に難しい課題でございます。先ほどの資料3の2つ目の括弧の中で、必要に応じて体制を見直すと。我々、私の場合は結構理科系の人間でございまして、そういうふうな環境再生に当たったの具体的な設計はこうあるべきだとか、こういうふうな形にしていけばいいんじゃないかということに関しては、いろんな自分なりの考えは出していけるとは思います。県民の皆さんの御意見を集約して、ホームページという感じで。ホームページは、私、余り見られないんじゃないかなって。マニアックな方がよく見られますが。普通の人あまり見られないので、先ほど田子町の方からも紙ベースでというふうに書かれておられましたので、できれば紙ベースで皆さんからいろんな御意見をいただく。

最初に県民の皆さんの御意見、それから、地元は実際、負のイメージを先ほど鎌田さんからいただいておりますので、いかにプラスになる、正のイメージにするかということは、ある程度県民の皆さんにも御理解してもらわないと、どうしてそこにだけ、それだけお金を注ぎ込むんだとか。そういうふうなことが入ってくる可能性もございます。

いかんせん、これは3番目の、岩手県、そもそも出発点は青森・岩手の県境ということでございますので、これは両県一体となって当然やるべき重要な気がいたします。でないと、片一方がこうなって、片一方がこうなってですと何となくおかしい状況じゃないかなと思います。あと、私は1人の人間が愚かな事をすれば、こんなことが起きるんだよという、後世に残る教育だと思うんです。ですから、それはきちっとした形で、これからの若者達に理解していただくということは非常に大事なことで、それをどんな形で後世に残していくかというのはあれなんです。こういうことが、今まではそんなに起きなかったんですが、道路が開通しているんなことがあって、人間のエゴが出て、こういうふうなものが出来たと思いますので、それはきちっと後世に伝えていって、こんなことをすると、先ほど会長がおっしゃっておられまして、国民の血税の600億円ものお金がそういう所に注ぎ込まれていくと、もっと他に有効に使える所があったんだと思うんですが。それもやっぱり理解していただいてもいいんじゃないかと。

ですから、そういうふうなものが後世にちゃんと残せるような教育とか、現地にモニュメントを作られるでも構いませんけども。それが出来ればいいんじゃないかと私は思っております。

古市会長： ありがとうございます。

急に振って、すみません。なかなか難しい問題ですが。

では、大久保委員、如何でしょうか。

大久保委員： 私達は、馬淵川の水を使っているわけですが、上流に産業廃棄物の捨て場があると。それは今、原状回復に向けてスタートしているわけですが。最終的にゴミが全部撤去されればそれで良いと。お金を沢山かけてやれば良いというものでもないなと思っております。人間が生活する上で影響がないように、最小の費用でやるにはどうすれば良いかということを考えるべきであって、私達からすれば、非常に水に対して、土壌から流れてくる水に対してシビアに考えているわけです。その立場に変わりはないんですが。やっぱり、どういう環境であれば良いか。どういう環境に人が住めば良いかというところをきちんと考えていかなければならない。

前にも、この原状回復の推進協議会の部分で、もっと原状回復のあり方について機能するべきだし、また、委員の幅を広げたらどうかというふうなことがありましたけども。いろんなこのスケジュールではよろしいわけで、県民、地元意見の集約を、いろんな意見を出せるような場を早く作って欲しいなと思っております。

水を作る立場からいえば、先ほどの分析結果からいえば、溶解性の水を0.45μmのフィルターでろ過して、あるいは全然、当然というか、出ないわけで、地下水でも当然コロイドとして存在して地下水から出てきたものであれば、それは県でどういうふうに川の中でいって、また私達はどういうふうに処理すれば良いかというふうな視点で、大きな視点で考えれば良いのであって、そういう立場をこの原状回復の中でも貫いていきたいと思っております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

やはり、馬淵川の安全という視点に立って物を考えると。

やはり、全体の御意見を、全県の御意見を聴く必要があるのではないかと。そのようなことをおっしゃっていただいたのかなと思います。

椋本委員、如何でしょうか。

椋本委員： 好きなことを勝手に喋りますが、お許し願います。

環境再生のあり方検討、県で出したのはこれで良いと思いますが。ただ、私が心配するのは、県民、地元意見の集約、岩手県との連携という所で、アンケートの取り方、どういうアンケートの取り方が分からないけども、様々な人が沢山いて、勝手な考え方で出してもらって、收拾するのが大変ではないかという気がしてならないわけです。

県の方ではちゃんと考えていると思いますけども。ただ、これを7千の町民の中で話をしても、多種多様、様々出ています、今でも。私は1つだけ話していますが。ただこれでは、夢が無いと言われるかもしれないけども、1つの建物を建てて、それを子ども達に残したとしても、今であれば、仕事のためにダンプカーも走っていますが、一番早く雪の降るところなので、人が誰も行かなくなるんじゃないかという感じを持ちます。例えば、そこに施設を建てたにしても、人が行かなければ意味のないことだ。

私が勝手に考えれば、そこに建てるよりも、岩手県でもいいし、田子町の一部、どこでもいいから、そういうものを作った方が良いのではないかなという考え方を持っている。

町の方では、あそこに農家の施設を作る話をするわけです。ただ、この高い所にそれを作ってどうにもならないんじゃないかと。それから、今、減反になっている所が沢山あるから、そこの方がいいんじゃないかという感じを持ちたりしますけども。どうあれば良いのか。

ただ、ここで一番心配するのは、アンケートを全県に出すのは、これはそのままいいと思うんですが。何が出てくるか分からないわけです。ある程度絞った時点で話をすれば一番いいんだけども。

ただ私、最後に言いたいのは、田子町で恩返しをするのは、何があるのかと。八戸の水道の方と同じような意見になりますが、まず1つは、広葉樹を植えて、緑に戻すということで、広葉樹を植えることによって、傘を被らなくても多少の雨は防げるようなことになるわけです。針葉樹であれば駄目ですけども。そういうふうなことを作りながら、八戸市まで水害をなくして、八戸市まで恩を返すということになれば、青森県全体になりますけども。虫を作って八戸に魚を作るというところまで考えれば、私は、山を作る方が一番いいのではないかと、自分達は考えて町には話しています。

古市会長： すみません、何を作るとおっしゃったんですか。

椋本委員： 緑の山。

古市会長： 緑の山、広葉樹林を植えて。

椛本委員： 施設を作るのであれば現地でなくて、二戸市とか田子町とか、一部の建物を利用して作ればいいんじゃないかという気がしてならないわけです。

古市会長： 分かりました。ありがとうございました。

椛本さんの御意見は、アンケートを全県的ということですが、かなり多様な意見が出てくる可能性があるので、取りまとめが大変じゃないでしょうか、という御心配と。1つの例として、やはり修復、原状回復した後、広葉樹林等を植えて、緑の山。それによって、洪水、水害等を防止するだとか。ある意味の浄化機能みたいなものですよね。それを持たせるようにすれば、環境への配慮をできるようにすればどうかというような御意見ですよ。

ほかに如何でしょうか。宇藤さん、どうですか。

宇藤委員： 私も大体、椛本さんの考えと同じようなものです。あそこの場所は、御覧になってお分かりと思うんですが、山並みも美しく、何かヨーロッパに行ったような気分になるような場所だと、私は思っていました。

山は山に、やっぱり戻してあげたいというのが、私の考えです。それから、あそこは、わらびとかよもぎとか、地域の人達が喜ぶようなものも沢山生える場所だと聞いております。それくらいですけども。

古市会長： ありがとうございました。すみません、急に。

ほかに如何でしょうか。こういう意見もあるよ、ということがありましたらお願いします。福士先生、お願いします。

福士委員： 私は、こういうのはあまり得意じゃないんですが。

ただ、今ちょっと案を見ていて感じたことは、1つは環境の再生の修復のレベルとか、かなり安全性の問題とか、技術上の問題、これはやはりこの協議会で、岩手県の協議会とも話をしながらきっちり目標を定めた方が良くと思うんです。

ただ、もうちょっと広い意味の環境の再生とか、あるいは一步踏み込んで地域の活性とか、その辺まで考え始めますと、これは単に県同士で、あるいはこの協議会同士でやっていて良いのかなという気がしています。それは簡単でして、あの現場は、田子町と二戸市にあるわけです。ですから、県と県の話し合いとか、協議会と協議会の話しでもいいんですが、もっと前に二戸市さんと田子町さんの方で、その意見が一番尊重されるべきではないかということだと思うんですが。その辺も気をつけながら、早い段階で二戸市さんと田子町さんの方がお話し合いを始められて、良いところまで固めて、御意向を固められた方が良いのではないかと、という気もします。

古市会長： 今の御意見ですと、最終レベルというのは、技術的なものも関係しますが、その辺が定まらないと、両県で統一的な修復が出来ないという、それは当然のことですよ。それ以外の、いわゆる環境再生という言葉のもっている不確実性みたいな、曖昧性みたいなもので、少し皆さん議論が変わってくるだろうと思うんです。

多分、環境再生という言葉は、いろんな定義の仕方があると思うんですが、何でしょうか、今、世の中は循環型社会というふうに言われておりますので、それで温暖化防止、循環型というのが今この大きな時代のキーワードになっているんです。その中において、じゃ、あそこの跡地といいますか、土地をどう有効に利用するんだらうか。要するに、自然に返すということも利用の仕方なんです。自然として利用するということですよ。自然の一貫として。だから何もしない原野ではないんですよ。原野というのは、荒れちゃうでしょうから。それなりの自然として享受するためには、それなりの手間も掛かるわけです。その並びの中で、どう循環型社会の中で有効な土地利用を図っていくか、というのが環境再生ではないかなと思うんです。そのために、どういうお金の使い方をするかという議論だらうと思うんです。

小原委員、どうぞ。

小原委員： 沢山の税金を使っていることからすれば、大勢の方々の御意見を伺うのも必要だと思っています。その前に、どのように安全宣言をするかというのが、まず先にあるんだらうなという気がして、その後に、どのように復元したり、あるいは公園的に整備するんでしょうか、次の形があるんだと思うんです。

この安全宣言の後、どうしていくかということについては、非常に参加しやすい、今の撤去とか、汚水対策とか、そういうことになると、かなりプロの知識がないと出来ないんですが、あそこをどういう場にするかということについては、子どもからお年寄りまで、皆自由な発想で提案できると思うんです。これだけの大事件だったものですから、さっき、西垣先生もおっしゃいましたが、1つは記念碑的に、過去にこんな凄いことがあったんだということと、その根本である環境とは何かとか、あるいは、廃棄物、人間が生み出す廃棄物は一体どういう状況になっているのかとか、そういうものを学ぶ場であったり、そうすると、いろんな発想も出てくると思います。その時に、あそこ、両県足すと27haになるんですが、広大な地形、標高が450mくらいですか。それから気象だとか。様々な状況を提示した上で、いろんな意見を伺って、それで集約していくのが必要ではないかと思えます。

今、お話がありましたが、確かに地元として何が出来るかといえ、地元がそれこそ総参加でもして、作り上げていくというか、そういうプロセスも大事にしながら、後世に残るような場所にしていくことが必要ではないかと思っていて、私達も地元の環境のいろんな計画の中にも折り込んでいくつもりではありますが、やはり、さっき出しましたが、広く意見を聴くということも大変大事なんだらうなという気がしております。

古市会長： そうですか。その辺が、ちょっと福士委員の意見と若干異なるんですけど。ただ、その土地利用といった場合、両県の行政的な意味での利用の仕方という面からいけば、責任を持つのは両市町であらうということなんです。

ただ、税金というものがその市町だけの話じゃなしに、全県的なもの、全国の、国の予算、税金も入っているわけですね。ですから、その中で、やはりそういう投資したもの、安全性を担保した上で、さらにそれが生きていくためにはどうしたら良いかということ、やはりそのプロセスなり、その成果なりを、やはり全国なり全県に返していく義務があると思うん

です。そうなってくると、今、小原さんがおっしゃったように、隣接の田子町なり二戸市だけで、という議論でもないというふうに私は考えます。

小原委員： もちろん、中心になってやっていく責任はあると思っています。地元がやらないと駄目だと思っています。

ただ、地元2つだけで勝手にやって良いかという、それもまた違って、さっき言ったように、皆の意見も聴けよというのは当然だと思っています。

古市会長： ここでちょっと時間がきましたので、この議論は今日だけで終わるんじゃないし、今後続けていきたいと思います。

多分、この最後の環境再生へ向けての環境再生の基本方針の決定、これを何時くらいまでに決めるかという議論があると思うんですね。次回以降、その辺のところ、例えば、この委員会も多分メンバーの任期が終わるのかな。次々回くらいで終わっちゃうんですかね。我々の任期はいつまでですか。

事務局： 今年の7月30日でございます。

古市会長： そうですか。じゃ、そういう時に、新たな形で、体制で議論していただくという仕組みも、多分、想定されているんだろうと思います。そういう中で、このようなプロセスで環境再生のあり方を議論していきましようという、今日の御提案、こういうのは如何でしょうか、こういうことで。はい、ありがとうございました。

皆さん、お考えのことは大体共通だろうと思うんです。ですから、その辺のところ、多様な御意見をいただいて、それで摺り合わせして、できれば合意の形成、なかなか難しい問題ではありますが、この協議会の中で、そういう難しい部分をしっかり議論しようと思いますので、皆さん、よろしく御協力をいただけたらと思います。

じゃ、協議事項、こういう方向でやりましようということが御了解いただけましたので、次の報告事項に移りたいと思います。

そうしましたら、報告事項の岩手県との情報交換、これにつきまして資料の4でございますか。こちら事務局、よろしくをお願いします。

事務局： 環境再生計画担当の福土と申します。

報告事項の1といたしまして、協議会における岩手県との情報交換につきまして、資料4に基づき御報告いたします。

座って報告させていただきます。

本協議会におきまして、岩手県との情報交換について御提言いただいたことを受けまして、岩手県と協議した結果、資料記載の内容で実施していきたいと考えております。

まず、実施事項でございますが、前回の協議会におきまして、お互いの現状認識や今後の計画を各委員が把握する必要があり、そのためには、最初は協議会に事務局に来てもらい説明を受け、意見交換すべきであるという御意見を踏まえまして、まず、それぞれの協議会に

対しまして、事務局から説明を行いたいと考えております。

実施方法としましては、平成19年度早々に、それぞれの協議会に双方の事務局職員が出席し、原状回復対策事業の進捗状況等を御説明し、意見交換を行い、また、事務局説明を受けて、各委員の皆様から、今後の開催方法等について提案、要望等をいただきながら、両県で協議・調整の上、実施していきたいと考えております。

実施時期でございますが、本協議会に対する岩手県からの説明につきましては、5月開催予定の平成19年度第1回目の協議会を予定しております。

また、岩手県協議会に対する本県からの説明につきましては、平成19年度第1回目の協議会が組織会を予定していることなどから、6月開催の第2回目の協議会となる予定でございます。協議会における岩手県との情報交換についての案につきましては、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

両県と情報交換すべしという御意見が多くございましたので、検討していただきましたら、こういう形で両県の協議会へ事務局の方が御説明に行かれるという形で取り敢えず始めようということですね。何か、この方法論につきまして、こういう手続きにつきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

例えば、岩手県の方が来られますよね、5月に。いろいろ質問して、ここどうなっているんですかということでもかなり込みいったお話になった場合、それはどういう形で、県の方が御報告をいただけて、何か質疑応答みたいなことをやるんですか。どういう形になるのでしょうか。御報告いただいた、聞いておきます、という話なのか。それとも、もっと突っ込んだ話。要するに、実施方法の(2)の提案要望があった場合、この辺のところはどういうふうにお考えでしょうか。

事務局： まず、我々としては、岩手県の状況を報告していただき、それに対して委員から、多分、御質問とかいろいろあると思うんです。それについて分かる範囲内でお答えいただいて、もしも分からない場合は、例えば、宿題で持ち返って、その次の協議会に青森県の方から報告するという形もあるかと思えます。

そういうようなやり方をして、まず、お互いの県で何をやっているのかということをも把握していただいて、そして、今後どうしていこうかということをお互いの協議会で相談していただきたいと考えております。

古市会長： そうしますと、質疑応答の時間はお取りいただくということですね。

事務局： はい、そうです。

古市会長： 如何でしょう、そういうことで。西垣委員、お願いします。

西垣委員： 西垣でございます。

例えば、逆に我々がこの6月に岩手県に説明した時に、岩手県の協議会から、ここの所、こういうふうに改善したらいいと、いろんな御意見をいただいた時に、そういう改善の余裕というのが、現状でお互いにあるのかなということ。ほぼ、固まっているような状態が今、粛々と進行していっているという、今日の議題の内容もモニタリングの話になっていると思うんですが。

ですから、改善の余裕があるかどうかということをもまず最初に。

事務局： 項目によると思うんですが。例えば、工事とか撤去計画というのは、殆どお互いの県でそれなりに計画して進めているものですから。それについては、ちょっと、各協議会に御理解いただくという立場になるかと思えます。

ただ、モニタリングを、例えば、この地点を増やすとか、回数を、この項目を増やすとか、そういうことを両県で一緒にやるということについては、柔軟に対応できるものがありますので、それは対応していきたいと考えております。

西垣委員： できれば、同じ場所から両方に動いていますので、それもお互いにいろんなことが運用できるような、共同で使えるような形にしていければ、ベストじゃないかと思えますので、大いに賛成でございます。

ですから、どこか歩み寄りと同時にモニタリングとか、そういうもの、いろんなものがラップできれば、先ほど副知事もおっしゃっていましたが、水のお話とか、例えば、車を洗浄する施設にしても、うちのを使えばいいじゃないかとか。そういうふうな歩み寄りがあってもいいような感じはするんですけど。

古市会長： 情報交換、当面それで始めるわけですが。場合によったら、効率化という面も経済的な面も含めて、協力、相互協力ということもあるんじゃないかと、そのような御意見ですよね。それは、何回かやっていくうちに、やっぱり協力するものも見えてくる。協力するものばかり出てくると、私はいいなと思うんですが。対立しないようにしないといけないと思うんですが。その辺がちょっと心配なんですけど。

当面、そういう情報交換から始めましょうということが、次回からやりましょうということです。ということで、よろしく願いいたします。

では、次に移りたいと思います。資料5に基づきまして、実施計画の変更に関する状況について、これについて事務局からよろしく願いします。

事務局： 続きまして、報告事項の2、実施計画の変更に関する状況につきまして、資料5に基づき御報告いたします。

まず、これまでの主な経緯でございますが、本県の実施計画書につきましては、平成16年1月21日に環境大臣の同意を得て策定しております。この実施計画に基づき、汚染拡散防止対策を最優先としながら、平成16年12月6日から、汚染拡散の恐れのない、ゴムシート上に仮置きされた廃棄物の撤去を開始しております。

今年度中に主な汚染拡散防止対策事業が完了することに伴い、地中堆積廃棄物の掘削・撤去方法などを定めた本格撤去計画書について、前回の本協議会において御了承いただき、内部手続きを経て平成18年11月22日に作成したところでございます。

実施計画の変更内容につきましては、資料の2枚目の新旧対照表及び3枚目、4枚目の図表のとおりとなっております。

前回の協議会におきまして御報告した内容と、若干の文言の修正等を行いました。廃棄物の掘削作業中の硫化水素ガス発生等への対策としての掘削方法の見直し、それから、加熱処理に適さない廃棄物を適正処理するための処理方法の拡大という変更内容は変わっておりません。

また、このほかに汚染拡散防止対策工事や排出事業者に対する責任追及などについて、実施計画策定時からの進捗状況等に応じ、現時点における表現等の修正を行うこととしております。

資料の1枚目に戻りますが、下の方の2、実施計画の変更手続きについてでございます。本日、お手元の方に青森県環境審議会会長から知事あての答申、それから、田子町長さんから知事あての回答を配付させていただきました。去る2月16日に開催された青森県環境審議会において、本実施計画の変更案について諮問し、審議の結果、適当と認められるとの答申をいただいております。

また、2月21日付けで田子町長さんから、掘削方法の見直しについて特段の意見はない旨、また、廃棄物の処理方法の拡大について、処理方法の拡大そのものについては意見がない旨の回答をいただいております。

なお、2月21日には、国の方の原状回復特定事業に関する調査会におきまして、同調査会委員及び環境省、産廃処理事業振興財団に対しまして、本県の実施計画の変更について説明を行ったところでございます。

今後、実施計画の変更協議書を環境省に提出することとしておりますが、県としては、今年度内に環境大臣の同意を得たいと考えております。

なお、県では、本格撤去に当たって、本格撤去計画書の作業手順書となる本格撤去マニュアルを作成することとしておりますが、その内容がこの実施計画の変更と密接に関連することから、実施計画の変更について、環境大臣の同意を得た後に、マニュアルを作成することとしておりますので、この本格撤去マニュアルにつきましては、改めて本協議会において御報告させていただきたいと考えております。

実施計画の変更に関する状況につきましては、以上でございます。

古市会長： ありがとうございます。

環境大臣の同意をいつ頃得る見込みとおっしゃっていましたか。

事務局： 県といたしましては、今年度内に、3月末までにいただければと考えております。

古市会長： そうですか。環境省の不法投棄対策室とか、産廃事業財団等への説明、これはいつやられたんですか。

事務局： 2月の21日になります。

古市会長： 2月の21日ですね。ありがとうございました。
その時の状況は、どんな感じでしたか、感触は如何でしょうか。

事務局： まず1つは、掘削方法ですが、作業環境上は、非常にこういう具合に変更することは良いことであるという御意見をいただきました。
それから、拡大については、特段の意見はございませんでした。以上でございます。

古市会長： そうですか。
ということだそうです。何か御意見ございますでしょうか。幾つか、この件につきまして、青森県の環境審議会からは審議の結果、適当と認められるという答申をいただいていると。田子町の方は、松橋町長から、要望書のようなものが出ております。
松橋委員、これにつきまして何か補足説明ございますか。添付資料の1番最後のものなんですが。

松橋委員： 掘削の方法の見直しについては、意見はありませんが、一番、まず、処理の確保の場所がまだ明確に示されていないというところが、ちょっと住民達の不安のもつところであります。また、現場を元の自然環境に戻していただきたいというのは、これは住民全員の考えであります。汚染された土壌の撤廃というものは、とにかく全量撤廃していただきたいというような、二番目に町民の意見として述べさせていただきました。

古市会長： ありがとうございます。
掘削方法の見直しと処理方法の拡大そのものについては了解ということですよ。ただ、処理方法の拡大によって、若干の懸念があるので、この3つについて要望いたします、再度要望いたしますということですね。

ということで、今日はこういうふうなことで、ここにつきまして、何か御質問等ございますか。今日は、報告事項ということになっておりますが。よろしいですか。何か御意見ございますか。よろしいですか。じゃ、畠山さん、どうぞ。

畠山委員： これは、その他でもいいかなと思いましたが、今、丁度その課題にも適用というか、そういうふうなことでいいんじゃないかなと思って、私なりに思いました。

まず、県の方々には、大変、常日頃お世話になっているわけですが、うちの方からも文章的に出ておりますが、一番私共がお聞きしたいというか、そういうふうなことは、はっきり申しまして、今までいろいろ検討され、またこの処理問題については2年以上も掛けても未だにその処理場の場所の明確なものは出されていないと。

私共は、一番そこが肝心といいますか、考えてみれば、やはり予算とか、また期限というふうなものはしっかり謳われておると。そういう中で、未だに平成19年度のあと1か月、2か月そこそこにスタートするわけですが、果たしてこれが「やります。大丈夫です」とい

うふうなことになれば、私共が何も口を開くことが出来ませんけども、万が一のことを考えますと、大変、皆さんから声を聞いておりますと、うちの方でも、万が一、残された場合は、誰がその責任を取るのですか。あなた方は委員ではないかと。そういうふうなこともはっきり、その審議会の場所で、県の方々からもお聞きしてくださいというふうなことも言われてきましたので、何とか、大丈夫、平成19年から平成24年の間は、今の倍以上のものを運ばなければならないと。

そういう中に、まだ明確な見通しというものが示されていないと。そこが、一番私共、町民にとりましても、地元にとりましても、大変不安であると。万に一つでも、それがもし運べなかった場合は、環境再生というふうなことがどんどん進んでおりますけども、全量撤去出来なかった場合は、というふうなことを敢えて県の方々にもう一度お聞きしたいと。話によりますと、ただ横耳ですけども、そういうふうな場合においても、まず中間処理場というものは、随分、何年も掛かってはまだ出来ていませんけども、地元とはいわず、近い所にもそういうふうなものも考えたらどうか、というふうな声さえ聞こえてきておりますので、その辺を完璧に運ぶだろうとは思いますが、念のために県の方々からお聞きをしたいと、そのように思いますが。どうぞよろしく申し上げます。

古市会長： この要望の、特に3つございますが、二番目の所が一番御心配されている部分ですよね。この辺の処理施設の確保の見通しは如何かと。ここ数回、ずっと質問されておりますが、県としては鋭意努力しておりますと。信じて下さいという形でずっときておりますけども、鎌田さんの方から一言また、安心できるようなお言葉がありましたら。

事務局： それでは、本当は今の一言で済むことなんですが、今の状況をちょっとお話ししたいと思います。

現在、御承知のように、青森REERと八戸のセメント会社の方に運んでおりますが、そのほかに、去年の10月から八戸市内の庄司興業所という所で、普通産廃を処理しております。今年度末までに大体230tくらい処理する予定となっております。そのほかに、県外で処理しているものとして、廃食品を秋田県の大館市のエコシステム秋田で処理しております。今年度分として、約300t、21日で処理を完了しております。

そのほかの処理施設に関する情報提供でございますが、現在のところ、八戸セメントで1日50t処理していただいておりますが、1日100tにできないかということで、今、技術的な、あるいは施設上の検討をお願いしております。そのほかに、既存の施設でございますが、1日50tくらい手伝っていただけないだろうかということで、技術的な検討をお願いしているところもございます。

というところが今の状況ですが、この町からの御意見、要望という中に、情報公開に関する事で意見の中に情報公開の非積極性ということがございました。我々としては、隠していることは全くございませんで、公表できるものは全て公表しているつもりでございます。ただ、時期によって公表できるものと、できないものがあるということは、是非、御理解していただきたい。それから、できる情報は分かった時点ですぐにも公表する、ということにしております。

もう一つの、その次の言葉として、不誠実及び不作為という言葉もございます。これについては、処理施設の確保について、県は何も努力していないんじゃないかという御指摘のような印象を受けるわけですが。ただ、24年度までに原状回復を終了させるという気持ちは、県は住民の方々と一緒でございます。これだけは、そのつもりで今、事業を進めているということを御理解いただきたいと思います。

ただ、情報が大分少ないんで、こういう指摘になるかと思いますが、新規の施設についての情報というのは、これはあくまでも許可の問題が関わってくるので、事前に公表するということは、非常に難しいと考えております。ただ、現時点で言えることは、先ほどの2つの情報のほかに、中間処理施設ですが、新規の設置に向けていろいろ検討している所もあるということもあります。ただ、今後も処理の施設の状況とか、それから技術的検討の状況とかということを総合的な判断の上で公表できるものについては情報提供して、住民の方々と共有するという姿勢で臨みたいと考えております。

古市会長： 分かりました。ありがとうございました。

先ほど、鎌田さんがおっしゃったように、許認可に関しては、産廃施設等、そういう委員会で検討して、適切かどうかということを経験するプロセスがあるんです。その辺は、事前にどうなるかということと言えない。その辺のところは、皆さん、御存知だと思いますので。

ただ、今、多分、これは二番目の所のこの文章は、一生懸命やっているのに何でこんなことを言われるんだというお気持ち、よくわかりますので、こういう言葉を不用意に使わない方が良いのではないかと思います。お互いに。こういうふうになった場合、「やったらいいじゃないか。責任とれ」とか。こういうのだったらいいんです。やる前から、こういうふうにならなければ「うん」ということになりませんから、なった時にちょっと言いましょよ、またね。我々もしっかり見て、「ちゃんともっとやって下さいよ」というふうに言えばいいんであって、そうでない時に、いたずらにお互いの心情を逆なでするような言葉遣いは、出来るだけ止めたいなという気はいたしますけども。

大体、分かっていただけでしたですか。やるとおっしゃっていますので、それを信じて。

今までも、一次撤去にしましても、本格撤去の計画につきましても、一生懸命やっているのが見えていますよね。ですから、あまり、まだどうなるか分からない時点で、あまり、そのようなことを心配しない方が良いのではないかなというのが、私が感じたことなんです。

畠山委員： 分かりました。

最後に、くどいようですが、やはり一番心配しておりますので、県の方々とこの協議会の方々と信じて必ず全量撤去というふうなことを町民の方々に持ち帰ってお話をしてもよろしいでしょうか。大丈夫だよと。

古市会長： 二番目についてですね。鋭意、努力されていると。腹を切るかどうかは分かりませんが、努力はされるということですから。

畠山委員： まず何とか、それを24年度までに全量お願いしたいと思います。私は、それだけです。

古市会長： 簡単に、時間の関係もありますので、お二人。

椛本委員： 今日、先ほどは委員長から指名されて考えてこないことを喋りましたが。今日考えてきたのは、2つ、必ず聞いていきたいということで来ました。

前にお聞きした時は、まだ6か月あると鎌田さんはおっしゃいましたが、あと何か月もなくなりました。今、話を聞きましたけども、見通しがあるのかないのか。その時、言われたこともあると思いますが、その見通しの関係だけでも聞いて行きたいなと、1つ。

それからもう1つは、この間もお聞きしましたけども、基準値以下のものがどれだけあるのか。やってみなければ分からないと、この間話しましたけども、その量がおよそどれくらいあるのか。その辺が決まらなないと、町に行って私共話したいけど、話にならないわけです。この間喋ったからこうなった、ということは私は言いませんから、変更して構いませんから、どれくらいあるのか。これだけは聞いて行きたいということです。2つ。

古市会長： 1点目は、この間は6か月余裕がある、まだ先ですよということでしたが、もう年度ギリギリになってきたと。見通しはどうなんでしょう、ということですね。これはもう、努力してそういう施設を確保するしかないとしたら答えようがないでしょうね、きっとね。それは、直接お聞きになった方が良いと思うんですが、どうですか。

事務局： 我々も見通しを持ってやっています。

古市会長： 2点目は、これは基準値以下というのは、環境基準値以下という意味でおっしゃっているんですか。そういう、例えば、覆土に使っているような土砂とか、そういうようなものを、その辺の、どのくらいかという見通しは、見積りはされていますでしょうか、という話。

事務局： していません、はっきり言って。ということは、土壌がどのくらいあるのかということもまだ分かりませんので、そのうちの、土壌のうちのどのくらいが汚染されて、どのくらいが環境基準値以下なのかということも、今の段階では分からないというのが正直なところです。

古市会長： はい。

椛本委員： そのところは分かりますけども。ただ、この2つのものをどうしてくれと言いながら、その数量も示さないで田子町民に声を掛けても、これは話が違うんじゃないかという感じを私は持っています。

例えば、これだけありますよと。やってみた結果、その量が少なかった、多かったと。この変更は構わないと思うんです。その量だけを示してもらいたいと。大体、残るのはこれくらいありますよと。

今、町の方ではいろんな話が持ち掛かっているものだから、出ているものだから私は聞いているわけです。その量だけでも聞いて行きたい。今日できなければ後でもいいです。その量だけ聞かないと、次の田子町の話にならないんです、ワーキングの中の。それで今問題になっているわけです。そういうことで、この2つだけはどうしても聞いていきたい。

古市会長： 今、鎌田さんがおっしゃったような、掘削した時点でのそれが環境基準以下かどうかというお話ですか。それとも、処理したものについては環境基準になりますよね。ですから、現状、どんなものでしょうかということですね。

当初、そういうものを見積もらないと、環境省の実施計画は出せませんから。特管物相当みたいなものを見積もって、大体どのくらいになるかという量は見積もっているんですよね。それが、一次撤去して、本格撤去にかかってきても、再度また、その量の見直しみたいなものをやられていますよね。ですから、およそどういふふうになるかということは、およそくらいは出せないことはないですけども。あまりそれが一人歩きすることを心配されているんだろうとは思いますが。およそのところは、出せないでしょうか、というのが多分、椛本さんの御意見だろうと思っております。

事務局： 申し訳ないんですが、およそのところも土壌に関しては、ちょっと、67万m³を調査した、あるいははじき出した方法によると、覆土材がどのくらいあるのかということは、それを抜き出すということは非常に難しいかと思っております。ですから、およそのものでも、ちょっと、どういうやり方をしたら良いのかなと、今、考えているんですが。

古市会長： まあそれね、廃棄物なのか土砂なのか、という話もありますし。それが、土砂も廃棄物と一緒にあって、それが浸出して、吸着、付着するということもありますから。状況に応じて、かなり変化する可能性はあります。そういうことは見越した上で、修正はいいんですよというふうにおっしゃっているわけですよね。その辺は、進め方も本格撤去の中で、そういう技術的に、具体的にも作業に入りますので、それは検討して行って、出せる時点でその見積りは出していきますということで如何ですか。分かる時点で、分かったものを御報告するということで、椛本さん、如何ですか。分からない時、分からない部分もあると思っております。科学的に、客観的に出せるものについてはお出しするということで。

そういう努力をしてくださいという気持ちも含めてだろうと思っておりますので、よろしく願います。

宇藤さん。

宇藤委員： すみません。いつも同じような質問ですが。自区内で処理するとございますが、先ほどのお話を聞くと、秋田県の方にも搬出してくださっているようですが、これから先も自区内にこだわった搬出方法なのかどうか、お聞きしたいと思います。

古市会長： はい、どうぞ。

事務局： 基本は、あくまでも県内でやりたいと思っています。ただ、どうしても出来ない、今の場合のように、廃食品をやる所がないといった場合には、秋田県とかよその県にお願いする場合は出てくるかと思っております。できるだけ、県内でやりたいと考えております。

古市会長： よろしいですか。ありがとうございました。

ちょっと不手際で時間がかなり経過しております。ということで、この議論はもうよろしいですかね。

次に移りたいと思います。

それでは、一次撤去の進捗状況、工事の進捗状況をお願いします。

事務局： それでは、資料6に基づきまして、一次撤去の進捗状況を御報告いたします。

これまでの撤去状況につきましては、資料のとおり、累計で運搬台数が8,548台、撤去量が92,270.09tとなっております。一次撤去期間も残すところ1か月余りとなりましたが、撤去予定量の目標目安としていた96,000tにあと3,700t余りであることから、今後、1か月余りで十分達成可能であると考えております。

一次撤去の実施状況につきましては以上とさせていただきたいと思います。

古市会長： ありがとうございました。

何か御質問ございますか。なければ、次の資料7に移りたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局： 汚染拡散防止対策の松岡でございます。私の方からは工事の進捗状況について御報告いたします。これが工事の平面図でございます。平成17年度から進めてきた鉛直遮水壁ですが、これは、遮水壁本体は昨年9月に出来ております。その後、工事用のブルーシートを耐久性、遮水性の優れた遮水シートに張り替える作業。そして、3工区、ここなんです、ここに浸出水の貯留槽と硫化水素対策建屋の工事を進めてきました。

この部分なんです、これは、本格撤去に向けての新しい選別ヤードの建設を昨年11月からやっております。来年度の本格撤去の掘削ですが、これは、中央池に置かれた仮置きのごみと、現場で標高の高い所の和平平原の付近の掘削をする予定でございます。

これは、工程表でございます。この赤く表示している部分が、平成19年度の工事分です。一番上が、水処理施設の管理運営といった部分です。真ん中のここへ入っているのが、先ほど説明した鉛直遮水壁の工事、7月まで掛かる予定です。

次に、このラインなんです、このラインは新しい選別ヤード、来年の7月一杯掛かる予定です。新しい選別ヤードが出来た時、この稼働の状況を見まして、現在使っている選別ヤードの撤去をする予定です。

これが、新選別ヤードの平面図です。計画全体では、2系統の設計で現在発注しております。この右側の部分、この部分につきましては、今年の3月末までに完成をさせたいということで、現在、工事を進めております。

次、今年の冬の現場の写真です。今年、雪が少ないということですが、現場はこのとおり雪です。特に、12月の28日の日曜日ですか、この日は一晩で60cmの降雪がありました。雪が少ないといいますが、このとおり現場はかなりの雪があります。この黄緑のラインなんです、これは、浸出水を排除する埋設管の位置を示しております。北側、南側の鉛直壁沿いに2本と真ん中に1本、合計3本引いております。この水は、ここへ集水桝を作っ

てあるんですが、ここへ一旦集めまして、硫化水素建屋の下の水槽。これは、水槽は1つなんです、ここで仕切っている。この建物の中のここにも小さな水槽が入ってまして、この下を流れて下流の水処理施設まで導水している。

これが新選別ヤードの現場の写真でございます。これが着工前で、これは20日現在の新選別ヤードの基礎工が出来た段階での写真です。今日24日ですが、この後、3棟あります選別ヤードの鉄骨の組立も始めておりまして、1棟目は今日にも出来る予定です。あと2棟作って、それから後、中の仕事をして、先ほど言ったように半分だけは3月中に何とか完成させたいと思って、仕事を急がせております。

次にこれは、岩手県の遮水矢板の写真、現場の写真でございます。岩手県が昨年12月から矢板を打ちはじめまして、先週にもう出来ております。全体の延長が228m、現在、この矢板の打ち込みは全て岩手県の方で終えております。それから、岩手県側に井戸を4基掘るという計画ですが、現在のところ、南側の方にある2基で汲み上げをしている状況でございます。あと2基は、こちらの方へ。これも、現在もう既に工事が入っています。

以上をもちまして、工事等について御報告申し上げます。

古市会長： どうもありがとうございました。

予定通り、工事が進められているという進捗状況の御報告がございました。

では、次、ダイオキシン類調査の結果について、これにつきまして、資料8、9、続けて御説明いただけますでしょうか。

事務局： それでは、私から、ダイオキシン類の調査結果について、続けて御説明いたします。

農作物のダイオキシン類調査結果につきましては、平成15年度から米、枝豆、にんにくにつきまして調査を実施しております。その調査結果につきましては、この表の通りとなっております。

一番下に国の方で実施して公表している調査結果がございますが、米と枝豆につきましては、全てこの濃度の範囲内か、それよりも低い値となっております。

また、ニンニクにつきましても、国の調査結果はございせんが、これまでの県の調査結果と比較しましても、また、米や枝豆といった農作物の数値と比較しましても、特に問題のない値ではないかと考えております。

引き続きまして、資料9の方、魚類のダイオキシン類調査について御説明いたします。

県では、平成16年度から現場の下流を流れる熊原川から魚類を採取して、ダイオキシン類の調査を行っております。平成16年度はイワナ、17年度はヤマメの調査を実施しまして、今年度はウグイの調査を行いました。その調査結果は、この表にあるとおり、0.62pg-TEQ/g-wet となっております。表2に記載しております国の調査結果、これまでの調査結果と比較しますと、ほぼ同じくらいか、若干低いかなどといったくらいの数値となっております。こちらの方も特に問題はない、不法投棄現場からの影響は見られないと考えております。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。

何か、資料 8、9 につきまして御質問ございますでしょうか。

川本委員、お願いします。

川本委員： 数字は低いので、総論的に特に何も問題ないんですが、ダイオキシンの場合、特に環境中では、例えば、農薬からきている、由来しているのか。産業廃棄物としての範囲の中に入っていたものが溶け出して移行しているのかという意味では、よくやる手法ですけども。異性体とか、同族体の分布を見ると、全ての場合とはいきませんが、想定することができますので、そういった情報もちょっといただければと思います。

古市会長： ありがとうございます。

そういうことも御検討いただき、これは一般論の話ですよ。

ほかに如何でしょうか。特段なければ、時間の関係で次に移りたいと思います。

では、最後の資料、排出業者の責任追及の状況ですね。これについてお願いします。

事務局： 資料 10 でございます。

県では、不法投棄実行者に対する責任追及と並行しまして、廃棄物を出した工場や会社、いわゆる排出事業者に対しても廃掃法の規定に基づき、責任追及を行っています。

まず経緯ですが、不法投棄の実行者から押収した取引台帳等を手掛かりに、約 12,000 の排出事業者に報告徴収を行いました。このうち、青森県の調査担当は、東京など 10 都道県の約 6,800 事業者です。

この提出された報告書並びに添付書類等を審査しまして、無許可の収集運搬業者に委託したなど、法違反の疑いのある者については、必要に応じて再報告を求めたり、立入調査を行った上、厳密な事実認定及び聴聞を経て行政処分を行います。

対象は、約 12,000 件ではございますが、排出事業者の責任を追及できるのは、あくまでも法違反が認められる場合ということでございますと、ごく限られたものになるというのが実情でございます。

まず、平成 15 年 6 月から 17 年の 5 月まで、両県知事の連名で措置命令を発出しております。

また、平成 15 年の 12 月には、県の行政代執行事業の着手後に判明した措置命令の対象となる排出事業者については、措置命令ではなくて、費用を徴収できますよという旨の公告をしております。

平成 17 年 6 月には、この公告、そしてまた平成 16 年度の行政代執行の撤去費用の確定といったことを背景としまして、本県では措置命令から納付命令に移行しました。岩手県は措置命令のままとなっているものですから、そういう事情がありまして、青森県・岩手県、それぞれ法違反量の 2 分の 1 ずつの行政処分を行うということになりました。

また、環境省との協議を経て、今年度からは業務の効率化促進という観点から、調査担当都道府県を管轄というふうなことにしまして、管轄内の排出事業者に対しては、管轄県が法違反量全量に対して命令を行うことになりました。つまり、青森県の管轄には青森県が全量、

岩手県の管轄では岩手県が全量の行政命令を行うということになります。

その下のカギ括弧は実績でございますが、1枚めくってください。

この別紙に内訳を掲載しております。上の表が措置命令の実績です。上から年度ごと、右の方に向かいまして排出事業者の所在地、履行実績、その右に青森県側現場からの履行実績を載せております。両県連名での措置命令は630tということでありましたが、このうち、青森県側現場から撤去されたのは、約304tでございます。

その下の表は、納付命令の実績です。金額、そして備考欄には、その対象重量を載せてあります。合計で5事業者、金額で約298万円。その対象重量は、約75tです。

一番下の表は、自主撤去の実績です。自主撤去というのは、疑法違反ということで、調査の途上において、排出事業者から、「当社として委託した廃棄物全量を現場から自主的に撤去したい」という申出があったものです。県では、その申出内容に具体的な妥当性、いうならば、会社としての社会的責任を果たすものである、県民の負担の軽減に繋がる、この廃掃法の安定的施行を確保するものであるという観点からこれを了承し、これまで5事業者から合計約1億3,574万円、これを重量に置き換えますと約3,970t相当の撤去に要する費用の拠出を受けております。

また、印にありますように、この5事業者のうち、1事業者は5年間分割で履行したいということでございまして、この1億3千万何がしは、今年度分だけの金額を計上しております。

前のページに戻っていただいて、一番下、実績合計を重量で示してみますと、もう既に履行済みということは、3,970t相当でございますが、今お話した分割の事業者、5年分割の方の申出総量ではじき直しますと、約5,030t相当の撤去に貢献しているということでございます。

説明は以上です。

古市会長： ありがとうございます。

なかなか努力している割に、回収できる部分というのは非常に少ないですから。これどうなんでしょうね。自主撤去してくれる所が増えたら一番いいんですよね。金額も今はかなり多いですからね。そういう傾向はありますか。

事務局： 鋭意やっておりますが、今、この場でお答えできるようなものは。

古市会長： そうなんですか。

関与している処理業者だけじゃなくて、それに出した所の事業主体もあるわけですから、排出事業者も。そういう所はもう少しCSRを考えて、企業責任をまっとうしていただきたいですよ。でも、総額いくらで微々たる量でしかありませんけども。まあまあ、県としてはこういうこと、追及をされていると、頑張っておられるということだろうと思います。

これにつきまして、何か御質問等ございますか。

ないようでしたら、以上で今日の協議事項と報告事項を終わりたいと思います。

特段、総括はしませんが、今日は非常に大事な御議論を自由に委員の方々から御意見を頂

戴いたしました。肅々と、モニタリング計画、モニタリングされておりまして、それに対して、少し異常があるものについては、注意深くフォローしてくださいという御意見がございましたので、これはしっかりしていただくということで。

それから、環境再生のあり方について、これは非常に重要なプロセスだろうと考えます。ということで、今日だけではなく、今日を始まりとして、今後、議論を深めていきたいということも皆さんの合意を得られたということだろうと思います。

報告事項の中でも、幾つか御意見を頂戴いたしました。岩手県との情報交換についても、これも昔に比べて歩み寄って協力していきましょうという方向の始まりですので、今後、努力して、その経緯を見守っていききたい。また、我々もそれに対して積極的に協力していききたいと思います。

実施計画の変更等につきまして、これは非常に御意見、沢山頂戴いたしました。しかし、こういう作業というのは、皆で一緒に、県だけがやるということではなしに、それは実施する責任はございますが、やはり県、県民、ある意味で我々協議会のメンバーも責任ございますので、協力し合いながら、やはり過去の実績を、この数年の実績を踏まえながら、信頼し合いながらやっていきたいと思っておりますので。むしろ、あまり猜疑心を持たずに、率直に、フランクに意見を言っていた方が良いのではないかなという気がします。思いは、多分、皆さん同じだろうと思います。

ただ、やり方について、これから実施されていく中で、いろいろな考え方、方法論も出てくると思いますので、それはもうその時点でしっかり議論していけばいいのではないかと。情報公開しながら、議論を深めていけばいいのではないかと思いますので、できましたら良い雰囲気で行っていききたい。決して、楽しい作業ではないかも分かりませんが、やはりこの努力なり経験が後世に生かされるように、やはり我々が頑張らないと、全国の汚染の現状も不法投棄の現状も改善されませんので、我々が努力した経験、技術を、やはり全国の不法投棄現場に適用していくような、そういうような形をもって、できれば、将来にはそういうものを撲滅するような、予防できるような仕組みみたいなものがこの中から生み出されていけばいいなと思っておりますので、皆様、これから益々議論が難しくなるかも分かりませんが、よろしく御協力のほどお願いしたいと思います。

今日はどうもありがとうございました。

では、司会を事務局の方にお返しします。よろしく申し上げます。

司 会： 長時間にわたりまして、古市会長には議事進行の方、委員の皆様には協議いただきまして、大変ありがとうございました。

次回の第17回協議会でございますが、5月26日の土曜日を予定しております。場所、時間等につきましては、改めてまた委員の皆様にご御通知申し上げますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、以上を持ちまして、第16回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会したいと思います。

本当にありがとうございました。